

令和6年度第1回江東区地域自立支援協議会

令和6年7月9日

1 開会

【小林障害者施策課長】 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより今年度第1回江東区地域自立支援協議会を開会いたします。

本日は皆様、大変お忙しいところ、またとても暑い中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。障害者施策課長の小林と申します。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。ここから着座で進めさせていただきます。

まず、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は資料番号の1から6、それから、参考資料により、それぞれ議事の御説明をいたします。机上に資料を置かせていただいておりますが、もし不足がある方がいらっしゃいましたら、事務局までお声かけいただきたいのですけれども、大丈夫でしょうか。

では、大丈夫そうなので、進めます。

2 委員の委嘱及び紹介

【小林障害者施策課長】 本日から、新たに甲村委員に委員に御就任いただいております。本来であれば委嘱状をお渡しすべきところですが、机上配付をさせていただきます。大変恐縮ではございますが、御了承いただきますようお願い申し上げます。

本日の終了予定時刻ですけれども、午後3時を予定しております。

協議会の運営に当たりまして、御理解、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、和田委員、佐藤委員、吉川委員、木内委員より御欠席の連絡をいただいております。和田委員の代理といたしまして、鈴木先生に御出席をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

平松委員と、それから鳥澤委員も遅れているようですけれども、会議は始めさせていただきます。

それでは、引き続きまして、先ほど申し上げましたけれども、新たに委員に御就

任いただきました方の御紹介をさせていただきます。真和総合法律事務所の甲村委員でございます。甲村委員、大変恐れ入りますが、一言御挨拶をお願いいたします。

【甲村委員】 弁護士の甲村文亮と申します。新任は私1人ということで、少々緊張しておりますけれども、一生懸命努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 甲村委員、大変ありがとうございました。

新たに御就任いただきました甲村委員も含めまして、19名の委員の皆様によりまして、今年度における協議会の運営を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、里村会長にお願いしたいと存じます。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事

【里村会長】 では、議事を進めたいと思います。まず、議事に入ります前に、会議の公開について事務局から説明をお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 会議の公開につきましては、区のホームページにて一般傍聴者を募集、本日の一般傍聴につきましては0名となっております。

また、東京都相談支援従事者現任研修の実習といたしまして、研修受講者が7名、Z o o mによるオンライン方式で傍聴をしております。

こちらの会議につきましては、議事録を作成する関係上、録音をさせていただいております。大変恐れ入りますが、御発言いただく際は、最初にお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。議事録につきましては、作成後に発言された方へ御確認の上、ホームページや、こうとう情報ステーションで公開をさせていただきます。

私からは以上です。

(1) 障害者差別解消法の実績報告について

【里村会長】 それでは、ただいまより議事に入ります。議事1、障害者差別解消法の実績報告について、事務局より説明をお願いいたします。

【廣瀬施策推進係長】 今年4月から異動してまいりました施設推進係長の廣瀬

です。私のほうから説明させていただきます。

それでは、資料1、令和5年度障害者差別解消法受付台帳を御覧ください。

3月11日に令和5年度第2回の協議会をさせていただいた中で、ナンバー10までは御説明させていただいたところですが、ナンバー11が、その後、御相談がありましたので、それについて御説明させていただきます。

3月13日に、身体障害の方から民間事業者に対して御相談がございました。内容を読ませていただきます。相談内容は、区内の民間イベント施設で実施されるライブイベントに、ファン先行抽せんで2階席が当選した。車椅子で行くため、事前に車椅子席の場所を知りたいと思って会場に電話したところ、1階席に用意されると思うが、主催が決めるので詳細は主催に確認してほしいと言われたということです。

主催者に問合せ窓口があったんですが、ナビダイヤルで通信料が高いため連絡をしていない。別の電話番号にかけて聞いたところ、当日まで車椅子の席の場所は分からないと言われた。同じような事例を渋谷区に聞いたら、車椅子席の設置義務はないと言われた。もし江東区に何らかの条例があれば設置義務を明記してほしいが、今は車椅子席の用意について解決策を教えてほしいという御相談でした。

私どものほうで主催者に相談者の内容をお伝えし、相談者側には主催者のホームページに掲載されているQ&Aを基に、もともとの相談者の当初目的である、当日の車椅子のスペースを事前に把握できるかということについて確認させていただきました。そうしましたところ、公演ごとにお客様の安全第一で場所を設定しているため、公演当日の案内になりますということで、事前の案内は不可能ですということでした。その旨御本人様には御説明しました。

その後、相談主の主な訴えが、当日の座席の事前指定だけではなくて、江東区の興行場法施行条例を改正し、興行場に車椅子席の設置を義務づけることをしてほしいということであることが判明しました。

興行場法施行条例は、私どもの所管課が生活衛生課であったため、生活衛生課に確認をさせていただきました。この条例自体が基本衛生面での条例であって、車椅子という面での条例の趣旨とは異なっていたため、建築課にバリアフリー関連法令について確認を行いました。

興行場法施行条例改正の予定はなく、また、バリアフリーの関係で相談者の求める車椅子席の設置については、都の条例が大枠的に該当する可能性が高いということでしたので、これを踏まえて御本人様には御説明させていただきまして、今後の区政の運営に参考にさせていただきますということでお伝えして、やり取りは終了いたしました。

こちらの案件は以上になります。

【里村会長】 ありがとうございました。

今の御説明に何か御意見や御質問があればお願いいたします。

では特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

【廣瀬施策推進係長】 すいません、この議事のついでと言ってはなんですが、追加で御説明させていただきたい案件がございますので、追加で説明させていただきます。

皆様御存じのように、事業者の差別解消法上の、合理的配慮が努力義務から義務化ということにこの4月になりました。

それに関連して私どもの今までのリーフレットも新しいものに、今、印刷をかけている状態で、8月には、区の窓口で出張所も含めて配布できるように手配をしております。

また、9月11日には民間の事業者さん向けに、障害理解促進ワークショップということで、障害当事者と学ぶための障害平等研修というのを行う予定でございます。

今、こちらのほうも周知のチラシを作っておりますので、出来上がりましたら皆様にお配りしますので、ぜひとも参加を、声かけいただければ幸いです。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

何か御質問、御意見ありますか。では、ないようですので、次の議題にいきたいと思います。

(2) 障害者優先調達推進法に基づく調達実績について

【里村会長】 議事2です。障害者優先調達推進法に基づく調達実績について、事務局より説明をお願いします。

【加納障害者就労支援係長】 障害者支援課障害者就労支援係の加納から、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達について、資料2及び資料3により御説明いたします。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進法に関する法律、通称障害者優先調達推進法が平成25年4月に施行され、本区におきましても、物品や役務といったサービスを調達する際に、障害者施設等から優先的、積極的に購入することを推進すべく、調達方針を策定し、取り組んでいるところでございます。

まず、令和5年度の調達実績につきまして、資料2の右下合計欄を御覧ください。件数は68件、金額は2,216万5,911円で行いました。

昨年度の実績と比較いたしますと、昨年度の件数は67件、金額は2,168万8,676円で行いましたので、件数は1件の増、金額は約50万円の増となりました。

これは食料品、飲料や情報処理、テープ起こし関連案件が減少したものの、小物雑貨の寝具及び寝具カバー制作、500万円強の大口調達があったことが主な要因となっております。

また、発注拡大に向けての取組といたしましては、区内各障害者施設で提供できる物品や役務といったサービスの一覧を江東区ホームページや職員向けの全庁フォルダー等で公開するなど、今後も広く周知することで、各施設の受注拡大につながるよう努めてまいりたいと考えております。

参考といたしまして、資料3に令和6年度の調達方針を添付してございますので、後ほど御参照ください。

簡単ではございますが、私からの説明は以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。何か今の御説明に御意見や御質問があるのでしょうか。お願いします。ございませんでしょうか。

では特にないようですので、この議事は終了とさせていただきます。

(3) 指定特定相談支援事業について

【里村会長】 議事3、指定特定相談支援事業について、事務局より御説明をお願いいたします。

【鴨田支援調整係長】 議事3、指定相談支援事業について説明をいたします。

障害者支援課支援調整係の鴨田と申します。

資料４のほうを御用意願います。まず項番１、指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員数の推移を御覧ください。

令和６年３月末現在の事業所数ですが、全体で２９、うち障害児相談も行っている事業所数は１５となっております。

同じ表の３番目、相談支援専門員数の推移ですが、令和６年３月末現在において全体で６９、うち障害児相談員数は３６でございます。相談支援専門員数は令和５年度と比較し、やや増加傾向となっております。

次に、項番２、計画相談実績の推移を御覧ください。まず、障害者総合支援法に関する障害者の計画相談の状況ですが、上から５段目のところですか、セルフプラン率は２５．８％で前年度末を２．７％下回っております。計画相談を利用する方が少しずつ増加している状況がこちらにて伺えます。

次に、児童福祉法に関する障害児の計画相談の状況ですが、セルフプラン率は表の最下段のとおり６４．３％であり、受給者数の急増に伴って障害児のセルフプランも、やや増加する傾向にあるのかなということでございます。

計画相談実績の推移の説明は以上です。障害者、障害児ともに、事業所の作成するサービスの利用計画の増が引き続き課題ではあります。

次に項番３、事業所への支援ですが、相談支援専門員の育成及び確保について特定相談支援事業所就業・定着促進事業を実施しているところであります。

引き続き、国や都の補助金のメニューなど情報収集しまして、事業者の支援に該当するような事業を研究してまいります。

私からの説明は以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

今の御説明に何か御意見や御質問があるでしょうか。よろしく願いします。どうぞ田村委員。

【田村（満）委員】 児童部会から代表して来ております田村です。

まず、１番目の障害児相談事業所数が、昨年度に比べて２件の事業所が増えている。実際に相談支援専門員は１１名増になっておりますので、これは２か所の事業所が複数の相談員を配置しているのでしょうか。それとも、全体に配置している事業所が増えているのでしょうか、その内訳を教えてください。

【里村会長】 では事務局お願いします。

【鴨田支援調整係長】 今の御質問についてですが、事業所数があまり変わっていない中で、相談支援専門員が増加している状況で、各事業所で相談支援専門員の採用が新規で増えているところです。

以上です。

【里村会長】 お願いします。

【田村（満）委員】 ありがとうございます。

それで、表下のほうの実績に関わるのところでは、いつも児童のほうのセルフプラン率が高いのですけれども、そのことは、例えば大人の受給者数は、今年度の3月で3,634人で、子供のほうの総数が2,217人とございますように、子供のほうは、6歳までで約6年間だけの人数なんだけれど、大人の場合は、18歳以上からずっとですよね。その割に、いかに子供の受給者数が多いのかということは、大人になるまで受給者数を、受給者証というんですか、しない人たちが実際非常に多いのが事実なのです。今、児童発達支援が放課後デイに比べて、放課後デイは6歳から18歳までの12年間の中と、実際、児童発達支援は6年間の中だけで児童発達支援で終了してしまう人たちがかなりいて、そのプランをどうしていくかというのは非常に課題に思っています。

それで一つ、今、上に戻りますと相談員が11名増えている、だけれども、やっぱり、実際に計画を立てる数というのは、少しずつは増えているんだけれども、なかなか上がりきらないところは現実に思っております。

本当は、もっと立てていく必要があると思っておりますが、私どものところも職員は2名だけでやっておりますので、セルフプラン率が全体として下がっていくということになかなか貢献できないのが実情です。

以上です。

【里村会長】 事務局で何か加えることがありましたらお願いします。

【小林障害者施策課長】 障害者施策課長です。

支援事業についての御報告、昨年度の最後の第2回のところにもさせていただいて、区としても何か補助というような形でできることはないかということで、財政的な検討で付かなかつたと、予算措置はできなかったという御報告をさせていただいたところです。

去年、セルフプランに係るアンケート調査をやったりとか、その財政措置に関する検討の中でも、もう少し精査が必要だという話になっている部分もありますので、その辺の情報の整理を引き続き進めていきたいと考えております。

今、田村委員の児童の部分に寄与するものではないのかなとは思いますが、東京都も特定相談、一般相談連携機能強化支援事業というのを今年度から補助のメニューで予定しております。

まだ正直、実際に東京都のほうの要綱の作成が終わっていないくて、どういった内容に対する補助なのかというのが見えないので、皆様のほうにも、情報をお伝えすることができない状況なのですが、一応こういったいろいろなメニューとかも見ながら、どういった事業ができるのか施策が打てるのかというのは引き続き考えていきたいと思っています。

以上です。

【里村会長】　そういう財政的な支援というのも、ぜひ積極的にお願いしたいと思います。

ほかに何か御意見ありますか。

では、出尽くしたようですので、次の議題に入りたいと思います。

(4) 江東区基幹相談支援センターの概要について

【里村会長】　議事4です。江東区基幹相談支援センターの概要について、事務局より説明をお願いいたします。

【小林障害者施策課長】　では、お手元の資料の今度は5です。こちらを御覧いただければと思います。

江東区基幹相談支援センターの概要についてということで、本区における基幹相談支援センターにつきましては、令和4年度の第2回本協議会にて、素案という形で、設置場所あるいは設置概要、スケジュールについて、委員の皆様に御報告をさせていただいているところです。

また、一方で、国の第7期障害福祉計画、あるいは第3期障害児福祉計画に係る基本指針におきましても、令和8年度末までの設置というのが努力義務化されているという状況になってございます。

本日は現段階で、基幹相談支援センターに関わります設置運営案について、皆様

に御報告をさせていただきます。

まず、資料5の1、相談支援体制における江東区の現状ということで、まず、(1)の相談支援事業所を取り巻く状況になりますが、例えば事業者の間でやり取りをする機会が少ないとか、それから多くの相談支援事業所が専門員1人職場であったり、また、困難事例の表面化といったことが、まず挙げられます。

これに対しまして、(2)になります、求められる施策ですけれども、困難事例を中心とした総合的・専門的な相談支援ですとか、相談支援事業所に対する指導・助言、また、人材育成等の支援、そして地域における連携強化の取組といったことが挙げられると考えております。

続きまして、2の設置概要(案)になります。

(1)の設置場所、(2)の開設時期につきましては、令和4年度の本協議会を示した素案から変更はございません。

次の(3)の運営形態でございますけれども、昨年度本協議会の専門部会の推薦を受けたメンバーで構成されたワーキンググループを開催したりですとか、あるいは他自治体の基幹相談支援センターの視察、こういったことを行いました。また、その後、他区の実施状況等も踏まえまして、庁内でも検討を行って、センターの運営につきまして、区が行う直営という形で準備を進めていくことといたしました。

(4)の開所日につきましては、月曜日から金曜日の開所ということで想定しているところでございます。

続きまして、3、基幹相談支援センターの設置方針でございますが、こちらにつきましても令和4年度の本協議会でお示しした素案から変更はございません。

基幹相談支援センターの設置に当たりまして、地域の実情に応じて備えることとされている機能のうち、地域移行、地域定着の促進ですとか、それから虐待の防止、こちらにつきましては、引き続き区のほうで取り組んでまいります。

裏面の2ページを御覧ください。実施する事業内容案になります。まず、地域の相談支援体制の強化ということで、相談支援事業所への訪問、また、関係機関との連絡調整、人材育成のための研修等の実施、本協議会等への参画、こういったことを想定しております。

また、(2)総合的・専門的相談支援につきましては、相談支援事業所への支援、困難事例に関する連携・支援といったことを想定しているところでございます。

最後になります、5です。区内相談支援体制の各役割ということで、表で簡単に整理したものになります。

先ほど御説明したとおり、基幹相談支援センターを直営で運営するという事で、区の部分を障害者支援課、保健相談所と基幹相談支援センターに分けて記載しております。

障害者支援課、保健相談所では、区民からの個別相談等、これまでの業務を引き続き行っていく、基幹相談支援センターでは主に事業所支援を行うという形で役割分担をしたいと考えてございます。

引き続き、4番で記載をさせていただいております実施する事業、この内容につきまして、より業務を細かく分類して、基幹相談支援センターが担っていく役割の整理、こちらの作業を進めていきたいと考えてございます。

私からの説明は以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。今の御説明で何か御意見や御質問があればお願いいたします。

平松委員、お願いします。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松でございますが、今、課長から報告あった内容、ワーキンググループに私も出席しているところで、聞かせていただいて、それから御意見も言わせていただいたので、内容自体についてはもう承知しているわけですが、取りあえず、これで出発するという形で、また、早く出発したほうがいいとは思っておりますが、その後どうつくっていくかということは、あとはもう直営だから区にみんなお任せという形では、それはうまくいかないだろうと。恐らく区も大変でしょうし、それから実際に地域の課題を取り上げている、または、実際に地域で活動している人たちが協力しないといけないしということで、とすると、自立支援協議会や、もう一つは障害者福祉計画等推進協議会など、そういうところも含めて、ここに参加されている皆さんも含めて、今後これをどうつくっていくかというのは、まだはっきりしていないので、区がやってくれるので、それを待っているのではなくて、今後、私たち自身が積極的に区に協力してつくっていくことを、やっぱり、自立支援協議会の、一つのそれが役割なんだということはきちんと確認して取り組んでいくのがいいのではないかなと思っております。

【里村会長】 今の御意見、お願いします。

【小林障害者施策課長】 障害者施策課長です。

2点申し上げたいのですけれども、まず1点目ですが、基幹相談支援センターというものができたからといって、何か、その機関が一番上に立って、江東区の中でどうのこうのという形では、私たちも全然考えておりませんので、皆様のほうがより今まで、いろいろ取り組んでこられたバックグラウンド、知識、御経験というのが多いということは十分私たちも認識をしていますので、一緒にいろいろ御指導も受けながら、何とか基幹相談支援センターのほうを動かしていきたいと考えておりますというのが1点目。

それから2点目につきましては、基幹の運営状況、正直、開設の時期につきましては令和7年度の後半で、しかも令和8年に入ってからという形になりますので、令和7年度の最後の自立支援協議会でどこまでお話ができるかなというのは、正直微妙かなとは思っているのですけれども、自立支援協議会のほう、あるいはその計画等推進協議会のほうで、基幹がどんな形で対応しているのか、どんなことが課題になっているのかというのは、私たちのほうからいろいろ御報告をさせていただいて、併せて委員の皆様からも御意見を頂戴しながら、よりよい運営を目指していきたいと考えているところでございます。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

いろいろこれから準備に入るわけですので、そういう内容が明らかになった時点でまた、いろいろ、協議会としての意見が出せるようにしたいと思っていますけれども、ほかに何かございますか。

どうぞお願いします。

【田村（満）委員】 児童部会のほうの田村ですが、児童のほう、先ほども相談支援が十分ではない状況が確かにあります。児童のほうの課題で、やはり困難ケースなどが出てきます。今までは、支援課と相談支援事業所と保護者との間でやり取りをしたり、そこに対象になる機関が入ってきたりとしてきておりますが、やはり、いろいろと、保護者との対応などでは苦慮するところも実際出てきております。それで、相談支援事業所に対する支援という中で、実際の活動、保護者とのやり取りや、その他の、例えば入所施設などの関係などもしっかり一緒に情報をもって、取り組んでいただける体制が強化してくるといいなと思っておりますので、この点、

よろしくお願いいたしますと思います。

【里村会長】 ありがとうございました。何か事務局のほうからお願いします。

【小林障害者施策課長】 そうですね、大きな基幹相談支援センターの役割の一つとして、やっぱり地域の関係機関を上手につないでいく、江東区は本当にたくさん地域法人の方に活動していただいて、いろいろ多方面で取り組んでいる関係機関がありますので、まず、そういうところを上手につないでいって、こういったお話であればこういったことが可能じゃないかとか、そういった対応ができるようになっていきたいなと思っているところです。

併せて事業所さんの人材育成とか、この辺りのほうも基幹の仕事の一つになってきますので、基幹相談支援センターそれから特定相談支援事業所、皆さんの力を底上げしていくことで、江東区としての対応力というか、そういったことを上げていきたいと考えてございます。

以上です。

【里村会長】 どうぞ。

【田村（満）委員】 では、すみません、追加をお願いします。今の話を受けて追加なのですが、児童のほうで特に今、短期入所の施設利用の困難さがありますので、ぜひ、江東区の中の新しい、Up to Youを含めた施設の利用なども、積極的な仲介役を担ってほしいと思っております。よろしくお願いします。

【里村会長】 よろしくお願いします。どうぞ。

【小林障害者施策課長】 障害者施策課長です。

今、委員のほうからもお話ありましたUp to You 塩浜 Living も昨年の4月に開設して、短期入所の枠も設置したところなのですが、昨年の計画策定に当たって実施したパブコメでも、やっぱりショートステイの利用がなかなかできないというようなお声を多くいただいておりますので、引き続き区のほうでも新規で施設整備に取り組むに当たりましては、短期入所の枠を設けてということで、整備のほうを進めていきたいと思います。

あとは、今ある短期入所の利用の仕組みというか、利用のルールというのが本当に皆さんに満遍なく御利用いただけるものになっているのかどうかなど、こういった辺りの検証も必要な部分かなとは思っていますので、その辺りで取組は進めていきたいと考えてございます。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。ほかに何か御意見ありますか。
御意見など出尽くしたようですので、次の議事に移りたいと思います。

(5) 専門部会からの報告

【里村会長】 議事5、専門部会からの報告について、まず、初めに事務局より今年度における地域自立支援協議会部会長会における運営方針について説明をお願いします。

【廣瀬施策推進係長】 施策推進係長の広瀬です。私のほうから、資料6の説明をさせていただきます。

資料6の表面は3月の協議会で配付した資料と同じものです。これを基に先月10日に、裏面を見ていただきますと、専門部会の会長さん、副会長さんに出席していただいて、部会長会議を改めて今年度初めて開催いたしました。それを基に、地域課題の検討に向けて部会長会議の内容や開催頻度について意見を皆様から伺いました。

主な意見内容としては、こちらにあります部会長会議の内容については、個別課題を各専門部会で上げて、部会長会議で検討し全体会で話し合う。各専門部会の課題を集積することに意味がある。年度当初にテーマを決めて、各専門部会から意見を募ってはどうかというような御意見をいただきました。

2番目に、開催頻度としては、各専門部会やワーキンググループの回数は、部会長会議の回数にこだわらず自由に行いたいという御意見がございました。部会長会議についての開催月は明確にせず、回数だけ決めたらどうかという御意見もありました。回数が多くても内容がないと効果がないという御意見もいただきました。

開催場所や方法については、多くの時間が取れないのでZ o o Mなどの対応を希望したいという御意見をいただきました。

様々な御意見を皆様からいただきまして、私どものほうでは、今後について、部会長会議で検討する内容や、活動頻度などを含めて、今後の進め方については、今年度から法改正に伴って変わっている他区の実施状況も踏まえて、より具体的な整理を進めていきたいと思っております。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

では次に、各部会長から令和6年度の活動予定、活動状況等について、御報告をお願いいたします。

報告の順番ですが、精神部会、地域生活支援部会、就労支援部会、児童部会、権利擁護部会の順にお願いします。

それでは、最初に精神部会の平松部会長から御報告をお願いいたします。

【平松精神部会長】 精神部会の部会長をしております、おあしす福祉会の平松でございますが、精神部会そのものについては、ごく簡単に今年度の取組です。

1つは、昨年度から、いわゆるピア活動をどう推進していくかというか、我々自身がやるわけではないので、ピア活動はピアの人たちがやるのですけれども、それをどう支援していくかということで、当事者の方に集まっていただいて、まず、当事者の御意見をざっくばらんに話し合える場をつくろうということで昨年度やりまして、今年度も4回かな、やる予定です。これが一つの大きな取組になると思います。

いずれは、その中からピアサポーターの資格を取って、いろいろな、例えば地活だとか、就労継続でもいいんですけれども、そういうところにピアサポーターがいて、当事者の立場で、当事者の話を聞いてくれると、これはいろいろな区も、どんどんやられているというか、先進的なところではもう20年以上前からやられていることなので、江東区が一番遅れているので、何とかそれをやりたいということがあります。

それともう一つは、やはり事例の検討をやっていこうということで、先ほどの地域課題ということもありますけれども、これも今回、まず1回目やりまして、毎回できればケースを取り上げる、そこから地域課題を明らかにしていこうというようなことを考えておりますということが一つでございます。

先ほどの推進協議会の今後の取組について説明がありましたのですけれども、その部会長会議に私も出席していたんですが、そのときに気づかなかったことで、その後気づいたことがありまして、地域課題というのは非常に幅広いものだと思うんです。それを障害種別によって違うこともあれば、共通したこともあるし非常に広範囲にわたると。現在の4つの専門部会があります。その部会長、副部会長が参加してということで全体をカバーできるかなということが気になりました。という

のは、精神はいいと、児童はいいと、あと権利擁護ですか、それから地域ですかということです。そのメンバーだけで、江東区の障害者に関わる地域課題を全体はカバーできないだろうなと。例えば身体の方で、視覚、聴覚とか、それぞれによってまた違ってくるということは当然あるわけです。そういう方々はどこに、では地域課題というものを上げればいいのかということが気になっております。

それから親の会の親の立場でとかいろいろ、とすると、4つの部会の部会長、副部会長会議が中心になるのはいいんですけども、場合によっては、その4つの部会長からの提案ではない、他の、そこから外れる分野、外れるというか、異なる分野の、そういう地域課題については、どういう形でそこに上げていただくか、ないしは場合によっては、必要なときには部会長会議に参加していただくかとか、その辺のところをもう少しちゃんと考えておく必要があるかなと、今のまま4つの部会長だけでやっていくということだと漏れる部分があるかなということを大変危惧しているというか、その場で気づかないで、終わった後に気づいたので、その点は考えていただく必要はあるだろうというのと、もう一つは、次回の自立支援協議会、ここの親会は、あと1回あるかどうかぐらいだと思うんです。とすると、かなり、部会長会議で、一応、障害に関わるあらゆる部分をカバーしなければいけないんで、その役割もかなり重要になってくるので、その辺をもう少ししっかりした形をつくる必要があるかなというようなことを感じております。

それからもう一つあるのは、ここの会議、以前からお互いに、いろいろここで検討しましょうよと、意見を出し合っということを設立当時から申し上げておりましたが、どうしても、区との一問一答方式にどうしてもなってしまうと。ではなくて、自分の関わっている分野のことを質問して、お答えをいただく。それ以外のことは自分の関わりのないところだから、聞いているだけというのはそろそろやめたほうがいいんじゃないかということがあります。

特に地域課題なんていうことを、ここでいろいろ検討するためには、そういう議論の場にしなければいけないということで、それは会長、副会長にも、今後はこの会の運営の上では、少し御検討をいただく必要があるのかなとは思っております。

以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございます。では次に、地域生活支援部会の高井部会長から御報告をお願いいたします。

【高井地域生活支援部会長】 域生活支援部会部会長の地域活動支援センター「ロータス」の高井です。よろしくお願いいたします。

地域生活支援部会では、前年度から引き続き、地域生活拠点について、今年度も話していきたいと思っております。

基幹相談支援センターの設置が来年度ということで決まって、今日も発表はされていると思うんですけども、これが単独で機能するわけではなくて、その先をしっかりと検討していかなければいけないということで江東区の実情に合った地域生活支援拠点というのはどんなものなのかというのを今年度も、しっかりと地域生活支援部会で検討していけたらいいかなと思っております。

第1回目の部会を先月行わせていただいたんですけども、今年度の出発ということで、皆さんから少しずつ御意見をいただいて、次回の開催では、周辺区の地域生活支援拠点がどうなっているのかをしっかりと調べて、江東区に活かせるようなものがあるかどうかをしっかりと調べて、みんなでそれを検討していこうということで、方針は決まりました。

また、地域生活支援部会では、交流会を始めて3年目に入ります。あとは、相談支援事業所連絡会も主にやっているところもありますので、より、この2つを充実させていくということで、地域の課題をしっかりと吸い上げられるような体制をよりつくれるといいのかなと思ひまして、より充実した交流会と連絡会のほうを開催していけるといいかなとは考えております。

以上になります。

【里村会長】 ありがとうございます。

では次に、就労支援部会の青柳部会長から御報告をお願いいたします。

【青柳就労支援部会長】 就労支援部会の青柳です。よろしくお願いいたします。

就労支援部会も毎年、まず就労支援部会の会議を年3回予定しております。1回目は今月29日に部会を予定しました。実際に、本当に就労の関係の作業所の方や、あるいは企業の方、ハローワークの方、学校の進路の方、たくさんの人に集まっていただいて会議を進めております。

今、毎年同じ課題になってしまうんですが、就労者や御家族の高齢化に伴う支援を、定着支援や、あるいは事業を続けていくための生活を支える部分の取組をどういうふうに進めていくか、特に働いている障害者は福祉サービスを受けてない方が

たくさんいらっしゃるんで、そういうときにどういうふうにするのがいいのかということをお相談を受けることもあるんですが、そういうのを知っていただく、企業の方にも、あるいは本人にも知っていただくような仕組みをどうつくるかということとは課題になっています。

それと、工賃の向上計画、向上をさせたり、あるいは共同受注なんか、それで工賃を上げるということを毎年テーマにしていますので、こういうところの学習会や、仕組みづくりを今どういうふうに区内の事業者の方と協力してやっていくかというところを話し合っています。

ごめんなさい、あと定例会と部会とともに担当者の、それぞれの法人や事業所の直接就労に関わっている人たちの担当者会議も1回やる予定になっています。

そんな感じで、皆さんで就労者の応援というか、定着に向けた支援をどういうふうに進めていくか、区内の皆さんと一緒に考えて、いろいろな活動をしていこうかなと思っています。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

では次に、児童部会の田村部会長から御報告をお願いいたします。

【田村（満）児童部会長】 児童部会の田村です。

児童部会は、障害児の施設、児童発達支援事業や放課後デイサービスの関係者だけではなくて、広く教育委員会、保健相談所、子供家庭支援センターなど、子供に関わる事業をやっているところで集まってもらっております。

特に、子供のことを支えるためには、私たち専門の施設だけでは賄えなくて、やっぱり、広く家庭生活、健康、学校教育と手を組んでいかないと、子供たちも保護者も、なかなか幸せになれないというか、苦勞する世代であります。

児童部会としては、1回目と2回目は、全体会、1回目と3回目が全体会、真ん中の2回目はワーキングで対応していこうと思っています。

ワーキングは3つのワーキングがありまして、まず、家庭支援ワーキングでは、災害関係と困難事例を取り上げていきます。それから、発達障害ワーキングでは、発達障害を持つお子さんたちのことを検討していきます。

そして3つ目が、医療的ケア児の支援のワーキングになります。医療的ケア児支援については、医療的ケア児支援法が発令されてから大きく江東区でも、対応が変

わってきております。保育園関係、学校教育関係の中で、医療的ケア児の受入れ体制を整えようとして、ほんの少人数ずつですが、受入れに非常勤の看護師などを配置する体制ができつつあるところです。

この3つのワーキングの中で、特に発達障害のほうになりますが、発達障害のワーキングが関わっているのに、発達障害を持つお子さんの保護者の交流会を立ち上げて、今、交流会を実践してきているところです。この6月に、約30名の方の保護者と3つのグループに分かれて懇談会を持ったところです。発達障害を持つお子さん方の年齢に合わせながら、どんどんいろいろな課題が変わってきて、学校教育から外れがちになっているお子さん、そして学校の選択、そして将来の社会に出るに当たってというたくさんの課題がありますので、そこに保護者のそれぞれの経験が生かされるよう、東京都のペアレントメンターの養成を受けている3名のメンターの方が江東区にいらっしゃいます。そのような方の御協力も得て、保護者交流会を育てていこうと考えております。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

では次に、権利擁護部会の山口部会長から御報告をお願いいたします。

【山口権利擁護部会長】 権利擁護部会の山口です。

権利擁護部会は、今年度第1回目の会議を7月26日にスタートする予定であります。

権利擁護部会の年間のスケジュール、回数等の実績としまして、年間5回の部会の会議、翌年の3月に研修会を実施する、このスタイルが、定着しております。この年計画を基本に進めていきたいと思っております。

全体をイメージするために、各会議の前に、権利擁護部会の正副部会長プラス職員の方、担当の方、事務局を含めて、事前に打合せをして、1つ1つの会議にそごのないように部会を運営していく、こういう形を今取っております。

それから研修会も予定しております、昨年度は施設間の、支援員さんを中心とした交流会を実施しました。これはなかなか盛況で、参加者の評価も高く、非常に有意義な交流会だったと自負しております。このような施設間の交流の場を引き続き実施できればいいかなと考えております。

特に支援員さんの中で、若手の方の仕事上の悩みや心のもやもやをなくすために

も施設間交流というのが一番いいのではないかという考えの下に実施したいと考えています。

それから、毎年実施しておりますが、事例研修を取り入れたいと考えております。昨年も虐待をテーマにしました、施設内の事例、あるいは家族を対象とした事例、そのような事例をテーマに実際のデータを使いながら、事例の研修で知識を深め、対応策を話し合うというような形で進めていきたいと思っております。

いずれにしても、基本的には正副部会長会といいますか、部会長、副部会長に事務局を入れて、事前に論議をしたうえで部会で結論を出していく、こういう形で運営したいと思っております。

私からは以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございました。

今まで各部会長から御報告があったわけですが、何か御意見や御質問などがあればお願いいたします。どうぞ。

【小林障害者施策課長】 障害者施策課長です。

一番最初、精神部会の平松部会長からお話いただいたことで、何点かお話をさせていただきたいと思います。

まず1点目が、地域課題の検討ということで、各専門部会のほうから課題を出して部会長会でいろいろ検討の上で全体会にという、そういうスキームの中で漏れるものがあるのではないかというものが1点目だったかと思うんですが、この自立支援協議会自体が、いろいろな協議とか、そういったことを踏まえて地域における障害者の支援体制の整備を図るということを目的としてある協議会になります。

今この協議会に対して、専門部会5つという形で運営をさせていただいて、その5つにつきましても、結局一遍に5つできたわけではなくて、恐らく1つ目に精神部会ができて、その次に相談支援部会、その次に就労支援部会みたいな形で、そのとき、そのときの状況に応じて部会ができてきて、今5つに至るのが経緯かなと理解をしています。

なので、まずはスタートしたいということも含めて、それぞれの専門部会の中でいろいろ御議論いただいて、地域課題を挙げていってというプロセスを踏みたいと思っているんですが、もし例えば漏れるものが少し多いのであれば、そもそ

も専門部会はこの5つでいいのかとか、そういった議論につながっていく部分にもなるのかなと思いますので、まずは動かしながら状況を見てみたいというのが、今の事務局の考えでございます。

それから2点目の親会をしっかりとした形にというところにつきましては、今の話とも関連はするのですけれども、部会長会で上がってきたものをここの全体会で協議という形になりますので、その辺も活発にいろいろ御意見いただけるような形、どういうやり方がいいのかというのは考えていきたいなとは思っています。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。

ほかに何か御意見や御質問あればお願いいたします。どうぞ。

【岡田委員】 ゆめグループ福祉会の岡田です。今、部会の報告を伺ったのですが、先ほど平松委員からもあったように、やはり、この本会の役割をもう少し大きくしていくためには、せつかく部会があって、それぞれが活動されているのですから、その中で例えば2027年度までは基幹相談支援センターに対する提言をいろいろ各部会ごとにまとめるとかというような大きなテーマを決めて、その後、本会で議論しながら、基幹相談支援センターというのをよりよくしていくような方向につながられないのかなと思いました。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございました。そういう提案ですが、部会長さん方がいいですか。

平松委員、お願いします。

【平松精神部会長】 基幹相談支援センターの活動の中でも特に精神というのが、どこの地域を見ても、そこがかなり中心になるというか、大事だと思っていますので、取りあえず、先ほど課長がお話しされたようなスケジュールで取りあえず動き出すということになります。実質的に来年、再来年になるんでしょうけれども、それと並行してやはり、ワーキンググループをこれで終わりという形にするのはもったいないかなという気もしておりますと、何らかの形で引き続き、区が取りあえず直営でスタートはするけれども、じゃあ、あとは何でも区にやってくれと言えいいというわけではないので、一緒になって、区と協力してどう基幹相談支援センターの機能を充実していくかというようなことは並行して考えていくというようなこ

とが必要なのかなと、取りあえず区のほうで始まるということなので、一応今までのワーキンググループという形でもいいし、それとは別にワーキンググループは一旦解散して、それぞれの専門部会長辺りでもいいんですけれども、それにあまりこだわらないで、今後の基幹相談支援センターをどう進めるのがいいかというようなことを検討するような、そういう場をつくってもいいのかなと。

それは今のワーキンググループをという形で継続でもいいし、別につくってもいいし、その辺は考える必要が、岡田委員がおっしゃられましたけれども、あると思うんです。区のほうは、課長が今お話しされたふうなスケジュールで、その都度報告していただいて、また、そこで検討してということで、それはそれでやっていただければいいわけけれども、我々としては、それをただ待っているというようなわけではなくて、我々も、ではどういう形で協力して一緒にやっていけるかというようなことを検討する場というのはあったほうがいいなと思っています。

ただ、区から、取りあえず、今、再来年にスタートするということで、そのためにいろいろなことは大変だと思いますので、それとは別にもう少し、それぞれの部会長、副部会長、それから有志の方でもいいけれども、そんなことを検討する場を別につくったほうが、区に負担をかけないでやれるかとか、その辺のことについては考えてみたいなとも思っているし、また、皆さんにそういうことで御相談させていただくなり、区のほうにも御相談しながら進めていければいいかなと思っています。

【里村会長】 事務局の、お願いします。

【小林障害者施策課長】 先ほど基幹相談支援センターに係る御説明をしたときに少し触れたんですけれども、もともと素案という形で、令和4年度の第2回の協議会で最初に御説明をさせていただいています。

そのときに、委員の皆様のほうから、基幹相談支援センターについて、区だけでいろいろ考えるのではなくて、いろいろ活動されている法人の皆さんとか、事業者の皆さん、関係者の皆さんの意見を聞いてほしいと、聞くべきだというような御意見を多くいただきましたので、昨年度ワーキンググループを立ち上げたところです。

ワーキンググループにつきましては、先ほどから話題になっております自立支援協議会の専門部会の部会長さんを中心に御推薦をいただいて、ワーキンググループを構成して、去年とそれから今年と開催をさせていただいたところです。

今日お示しした基幹相談支援センターに関する内容につきましては、本当にまだ枠組みのフレームの部分でしかありませんので、ワーキンググループのところでも、あと先ほども私、申し上げたんですけれども、より業務を細かく分類と整理していったって、いろいろな、区民にとって見えにくいような重なりがないような、そういった整理の作業はこれからもしていきたいと考えています。その作業を進めるに当たって、ワーキンググループ、この間ので終わりとは全然思っていないので、また、今年度、何回か開催をさせていただいて、皆様から御意見を伺いながら進めていきたいなとは考えているところです。

来年度、実際に基幹相談支援センターを、今の障害者福祉センターに開設するのは令和8年に入ってからになりますけれども、区の直営で行うということは、基本的に令和7年度の当初から区の職員が配置されると、どこで仕事するかというのはまだ決まっていないんですけれども、ということになりますので、令和7年度に入ってから、またワーキンググループをどういうふうに動かさせていただいて御意見を伺っていくのかとかというところは、これから、また検討させていただきたいと思っています。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。

ほかに何か御意見や御質問があればお願いします。

では御意見など出尽くしたようですので、この議題については、これで終わりにしたいと思います。

(6) その他

【里村会長】 議事録6としてその他について、何か各委員より御質問や御意見があればお願いいたします。

では田村委員、どうぞ。

【田村（満）委員】 児童部会の田村ですが、私が関係しております、こども発達センター事業について御連絡をしておきます。

今現在、こども発達センター塩浜C o C oと言われている施設は潮見の仮設に移転しておりますが、8月に塩浜福祉プラザに戻ってきます。

それからもう一つ、こども発達扇橋センターは9月に亀戸に引っ越しをしますが、

名称そのものも変わります。こども発達亀戸センターになって、10月にオープンいたします。

事業は、当面は今までやってきた形になりますが、少し部屋も広くなる場所もありますので、多少拡大していく方向です。

御連絡しておきます。

【里村会長】 ありがとうございました。

ほかに何かありますか。出尽くしたようですので、この議事6はこれで終わりにしたいと思います。

3 閉会

【里村会長】 以上で本日の議事が全て終了いたしました。

委員の皆様におかれましては、貴重な御意見を多くいただき、ありがとうございました。

次回の自立支援協議会は年度の後半となる予定です。日程が近づきましたら改めて御通知申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。長時間にわたりありがとうございました。

— 了 —